

女性・女系天皇議論せず

政府方針 皇位継承順位維持

政府は、皇位継承のあり方をめぐる議論で女性・女系天皇を対象としない方針を固めた。男系男子が皇位を継ぐ皇室制度を維持する。秋篠宮さまが継承順位1位の皇嗣となられたことを広く示す「立皇嗣の礼」が行われる4月下旬以降、こうした考えを確認する見通しだ。

立皇嗣の礼後に確認

政府はこれまで、非公式に学識経験者らに接触し、それぞれの意見を聞き取ってきた。これを踏まえ、女性・女系天皇を実現するための法整備は見送ることにした。公の場で議論を行うための有識者懇談会も設けない方向だ。

皇室典範は、父方が天皇の血を引く「男系の男子」が皇位を継承すると明記している。皇位継承資格を持つ皇族は、①秋篠宮さま②悠仁さま③常陸宮さま――の3人。

一方、性別にかかわらず天皇の直系子孫の長子を優先する

皇位継承をめぐる動き

先した場合、皇位継承順位は①愛子さま②秋篠宮さま③眞子さま④佳子さま⑤悠仁さま⑥常陸宮さま――の順となる。秋篠宮さまの皇嗣としての地位見直しにつながるだけでなく、悠仁さまが天皇につけない可能性「安定的な皇位継承を確保

2017年 6月9日	平成の天皇陛下の退位を実現する特例法が成立
19年 5月1日	天皇陛下が即位
10月22日	陛下が「即位礼正殿の儀」で即位を内外に宣言
20年 2月10日	菅官房長官が衆院予算委員会で「立皇嗣の礼」後に本格議論を始める考えを表明
4月19日	秋篠宮さまが皇嗣となられたことを示す「立皇嗣宣明の儀」 天皇、皇后両陛下にあいさつされる「朝見の儀」
21日	祝宴「宮中饗宴の儀」 →立皇嗣の礼が終了

するための諸課題」や、皇族女子が結婚後も皇室にとどまれる「女性宮家」の創設などを検討するよう、政府に求めている。

政府は皇位継承順位を変えないことを前提に、皇族減少に伴う公務の負担軽減策などを検討する構えだ。菅官房長官は10日の衆院予算委員会で「行事(立皇嗣の礼)を終えた後に様々なことを進めていきたい」と述べた。

女性宮家については、政府内に前向きな考えがある一方で、自民党の保守派を中心に「将来の女系天皇に道を開く」と懸念する意見が根強い。

皇位継承の伝統を守るため、戦後に皇籍の身分を離れた旧皇族の男系男子を皇籍に復帰させる案も取りざたされている。ただ、政府内でも「旧宮家への意向確認はしておらず、今後も考えていない」(高官)と否定的な意見がある。